

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月1日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	熊野町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1422336255002/index.html

執行機関名 熊野町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	乳幼児医療費支給条例(平成10年熊野町条例第6号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊野町個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 乳幼児医療費支給条例(平成10年熊野町条例第6号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当手法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	乳幼児医療費支給条例(平成10年条例第6号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 町は、乳幼児の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって乳幼児の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、乳幼児の医療に要する費用の一部を乳幼児を養育している者に支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		乳幼児医療費支給条例(平成10年条例第6号) 乳幼児医療費支給条例施行規則(昭和48年規則第11号)